

令和6年度 第3回 広島支部評議会議事概要報告

| | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開催日時 | 令和7年1月14日（火） 15：00～17：00 |
| 場 所 | 広島コンベンションホール |
| 出席議員 | （学識経験者）鈴木 喜久、中野 幸恵、畑 雄太 （事業主代表）石突 泰江、清水 美和子、中島 潤子 （被保険者代表）西岡 洋、宮城 和史 （敬称略） |
| 議 題 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 令和7年度広島支部保険料率等について 2. 令和7年度広島支部事業計画（案）及び支部保険者機能強化予算（案）について 3. 令和6年度広島支部事業実施状況について（中間報告） 4. その他の報告事項について |
| 議事概要 （主な意見） | |
| 議題1. 令和7年度広島支部保険料率等について | |
| <p>事務局より「令和7年度広島支部保険料率等について」、資料に沿って説明。個別の意見等については、以下のとおり。</p> <p>（学識経験者）</p> <p>インセンティブ制度について、5つの評価指標を偏差値方式として素点を算出し、それを合計したものが支部の総得点となるということであるが、この5項目のうち、配点を上回る点数も見受けられる。配点を上回る理由をお伺いしたい。</p> <p>なお、仮に配点が偏差値と仮定した場合、項目3「特定保健指導対象者の減少率」での「75」は上位2%に入る数値であるが、実際は、47支部中32位の平均以下となっている。</p> <p>⇒ 初めに偏差値として評価指標の数値を算出後、「50」で除し、配点となる点数を乗じている。配点はあくまで偏差値を支部の得点に置き換えるために使用している。</p> <p>（学識経験者）</p> <p>資料1-1の8ページ目について、保険料率において、共通部分と支部独自部分の今年度からの推移がある。これを見ると、支部独自部分は引き下げられているが、共通部分の引き上げにより、トータルとして広島支部の保険料率が「0.02%」引き上げられている。後期高齢者支援金の増加により負担が増加することは理解できるが、今後のトレンドとして、共通部分は上昇していくものなのか。</p> <p>⇒ 団塊の世代が後期高齢者になることにより後期高齢者支援金の急増及び中長期的に高い負担で推移することが見込まれており、共通部分の料率への影響は避けられない。一方、前期</p> | |

高齢者納付金は今年度から 1/3 総報酬制が導入されており、前年度から約 2,458 億円支出が減少している。

(被保険者代表)

協会けんぽという 1 保険者に加しているのに、保険料率が支部ごとで異なるのは、やはり、不公平感がぬぐえない。広島県以外に在住している者が、広島支部の加入事業所で適用されているために、広島支部の保険料率が適用されることにも疑問がある。

また、各支部の保険料率の差が大きい印象を受けている。出生地が居住地を左右することもあり、加入する支部を選ぶことができない。保険料率に上限を設け、他の支部と一緒に負担をするという方法もあるのではないか。

⇒ 各支部で医療費の適正化を推進するにあたり、地域の実情に合わせた負担とするため、保険料率が異なっている背景がある。保険料率を定める際、年齢調整や所得調整することで、地域の不公平感を緩和してはいるが、県外の加入者へ広島支部の料率が適用されることに対する疑問ももっともであり、本部へ意見としてあげさせていただく。

また、保険料率に上限を設け、他の支部が共同で負担することが可能なのか、他の支部でも同様のご意見があった。広島支部としてもいただいたご意見を本部にあげさせていただく。

(事業主代表)

平均保険料率が「10%」で決定していることもあり、広島支部の保険料率も致し方ないと考える。ただし、今後、インセンティブ制度において、15 位以内にランクインし、減算を受けられるよう制度の周知等の事業展開をお願いしたい。

(学識経験者)

経営上、翌年度の保険料率だけを議論の的としても見通しが立てにくい。今までの保険料率の推移の説明をいただきたい。

⇒ 広島支部の保険料率の推移としては、平成 20 年 10 月からは「8.2%」、平成 21 年 9 月からは「8.22%」、平成 22 年 3 月からは「9.37%」、平成 23 年 3 月からは「9.53%」、平成 24 年 3 月からは「10.03%」、平成 28 年 3 月からは「10.04%」、平成 30 年 3 月からは「10%」、令和 2 年 3 月からは「10.01%」、令和 3 年 3 月からは「10.04%」、令和 4 年 3 月からは「10.09%」、令和 5 年 3 月からは「9.92%」と推移している。

令和 4 年度から令和 5 年度にかけては、保険料率が大幅に引き下げられている。これは、保険料率が 2 年度前の医療費をもとに決定することから、新型コロナウイルスによる受診控えの影響が大きいと考えている。

(学識経験者)

コロナの影響による変動性がなくなっていくと、広島支部の保険料率は、平均保険料率 10% 周辺で推移することが予想されるが、なんとか 10% を下回る推移となるよう広島支部として事業展開に取り組んでもらいたい。

議題2. 令和7年度広島支部事業計画（案）及び支部保険者機能強化予算（案）について

事務局より「令和7年度広島支部事業計画（案）及び支部保険者機能強化予算（案）について」、資料に沿って説明。個別の意見については、以下のとおり。

（被保険者代表）

資料2-1の4ページ目、債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化について、マイナ保険証への移行により返納金の発生防止につながると認識している。実際に返納金は減少する想定なのか。

⇒ 減少すると予想している。例として申し上げると、退職等により協会けんぽの保険資格を喪失したとしても、資格喪失の手続きを完了していない場合、医療機関の窓口では協会けんぽの保険資格があるように表示される。一方、医療機関からのレセプト請求は、社会保険診療報酬支払基金を経由して保険者に割り振られる。この社会保険診療報酬支払基金経由時、本来の保険資格が確認できる場合、医療機関の窓口で協会けんぽの保険資格が表示された場合であっても、本来の保険者へレセプトの請求が割り振られることになる。

なお、保険資格の変更手続きをされない場合、社会保険診療報酬支払基金の割り振り先がないため、保険者間調整といった手段をとることもできず、返納金が発生する。そのため、保険資格の変更がある場合、早急な手続きが必要であることの周知が重要と認識している。

（学識経験者）

これまでは保険証を通じて協会けんぽを知ることが多かったかと認識しているが、マイナ保険証に変更となることで、加入者が協会けんぽを認知する機会も大幅に減る。今後は、協会けんぽに加入していることをどのように知ることができるのか。

⇒ 保険証は新規発行されなくなったが、「資格情報のお知らせ」は加入者全員へ発行される。この「資格情報のお知らせ」に協会けんぽの名称が記載されている。

また、協会けんぽの認知度向上の必要性は認識しており、露出度を高める行動にも着手していきたい。

（事業主代表）

説明の内容は、外国人労働者のことも考慮しているのか。

⇒ 外国人労働者も協会けんぽの適用事業所で被保険者として加入される場合は、対象となる。

（学識経験者）

資料2-2でみると、保険者機能強化予算は、トータルで1億3,000万円程度あり、そのうち、26%程度が新規事業に割り当てられている。新規事業のポイントや継続事業でも予算のかけ方を大きく変更している部分を説明していただきたい。

⇒ 予算総額は大きく変動ないが、特に力を入れていきたいものは、インセンティブ制度に関係する健診や特定保健指導に関連する事業であり、スクラップアンドビルドに取り組んで

いる。令和7年度は新規事業として特定保健指導の利用勧奨に取り組むほか、集団健診については、より効果的に実施できるよう、過去の実施状況を踏まえ開催地域や回数、会場費等の見直しを行うこととしている。また、メンタルヘルス対策セミナーの開催や事業所への健康づくり講座にも重点的に取り組むための予算計上としている。

(学識経験者)

メンタルヘルス対策セミナーは、前回の評議会でも意見として出ていたものである。良い取り組みとしていただきたい。

議題3. 令和6年度広島支部事業実施状況について (中間報告)

事務局より「令和6年度広島支部事業実施状況について (中間報告)」、資料に沿って説明。個別の意見等については、特段の意見なし。

議題4. その他の報告事項について

事務局より「その他の報告事項について」、資料に沿って説明。個別の意見については、以下のとおり。

(事業主代表)

マイナ保険証の利用率やインセンティブ制度の結果を見ても、島根が進んでいる印象を受けた。同じ中国地方であることから、好事例の共有を受けてはどうか。

⇒ 全国レベルでの情報提供とは別に、中国四国ブロックで支部長が集まり、好事例を共有する場が年に2から3回ある。今後も良い事例があれば、広島支部としても参考にして取り組んでまいりたい。

特記事項

傍聴者 1名 (記者)

次回は令和7年7月に開催予定